

選挙管理委員会事務局危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 選挙管理委員会事務局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、選挙管理委員会事務局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、選挙部長をもって充てる。
- 4 委員は、選挙課長をもって充てる。

(会議等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、選挙課管理係において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。